

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年6月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和6年6月26日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
税理士によるうすい正一後援会	錦織 良光	錦織 百合子	千葉県千葉市中央区長洲1-23-1
税理士による元榮太一郎後援会	深田 真吾	栗原 正幸	千葉県柏市中央1-7-4-401